

(証券コード3671)

ソフトマックス株式会社

第43期

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成28年3月30日（水曜日）
午前10時00分

場所

鹿児島市新照院町41番1号
城山観光ホテル 4階ギャラリー

〔末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。〕

目次

第43期定時株主総会招集ご通知 …………… 1

[添付書類]

事業報告 …………… 3
計算書類 …………… 16
監査報告書 …………… 26

[株主総会参考書類]

第1号議案 剰余金の処分の件 …………… 28
第2号議案 定款一部変更の件 …………… 28
第3号議案 取締役10名選任の件 …………… 30
第4号議案 監査役3名選任の件 …………… 33
第5号議案 補欠監査役1名選任の件 …………… 34

証券コード 3671
平成28年3月15日

株 主 各 位

鹿児島市加治屋町12番11号
ソフトマックス株式会社
代表取締役社長 永 里 義 夫

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日） 午前10時00分
2. 場 所 鹿児島市新照院町41番1号
城山観光ホテル 4階ガレリア
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第43期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス <http://www.s-max.co.jp>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の金融緩和政策、経済成長戦略への期待感により、円安、株高基調が続き、企業業績が拡大し雇用環境に改善の動きがみられ、概ね緩やかな景気回復基調で推移しました。しかしながら、中国経済の減速、金融市場の変動リスクなどにより、先行きに対する不透明感は残ったままとなりました。

当社の事業に係る医療分野では、6月に政府の経済成長戦略（日本再興戦略2015）が発表され、「医療等分野における番号制度の導入」、「地域医療情報連携ネットワーク／電子カルテの普及促進」、「医療等分野政策へのデータ活用の一層の促進」等が明記されました。この成長戦略に関連し、8月に厚生労働省が発表した平成28年度予算要求案においては、「複数の医療機関が参加するクラウド型電子カルテシステム構築」等の具体策が明示されました。また、9月には改正医療法が成立し、持株会社型の「地域医療連携推進法人」が認められ、新たな民間医療法人グループの誕生による医療の効率化が期待されるものとなりました。一方では、ビッグデータの活用等医療分野のICT化をより効果的なものとするため、マイナンバー（またはそれにかわる共通番号）を医療分野にも活用すべく、関係省庁、医療機関、産業界からなる「次世代医療ICT基盤協議会」にて論議が重ねられました。さらに、国の財政支援制度として、「医療介護総合確保推進法」に基づく「地域医療介護総合確保基金」に投じられる平成27年度予算が1,628億円で決定し、各都道府県に配分されました。平成28年度の診療報酬のマイナス改定を控え、医療機関のIT投資に対する姿勢はやや慎重なものとなりましたが、国の制度、施策また資金面からも、医療ICT化による「地域医療連携」の普及、「地域包括ケアシステム」構築の実現をバックアップする体制が整ってまいりました。

このような状況の下、当社では、Web型電子カルテシステムを中心に、システムの導入率の低い中小規模病院への拡販を従来どおり展開すると同時に、また一方では、地域医療の中核を担う有力病院グループへのクラウド型システム導入のアプローチも進めてまいりました。その中で、当下期には、わが国における公的病院グループでのクラウド型医療情報システム構築の先進事例である、独立行政法人地域医療機能推進機構（略称：JCHO）の「クラウドプロジェクト」のシステム構築業務を受託しました。さらに、この受託を足がかりとして、他の公的また民間病院グループへの展開など、広域クラウドサービス事業の基盤強化に取り組んでまいりました。その他、当社の開発及び技術部門では、システム機能の充実と信頼性の確保という方針を基に、システムの機能強化、バージョンアップを図り、さらには、顧客医療機関に対するサポート体制の強化、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高3,021,078千円（前期比14.7%減）、営業利益67,607千円（前期比41.4%減）、経常利益104,071千円（前期比29.0%減）、当期純利益53,425千円（前期比36.0%減）となりました。また、当事業年度の受注状況につきましては、受注高3,252,082千円（前期比36.6%増）、受注残高2,462,884千円（前期比99.5%増）となりました。

（注）当事業年度に受注しましたJCHOのクラウド型医療情報基幹システムの構築につきましては、対象となる10病院のうち、既に6病院（平成28年1月に1病院、同年2月に5病院）において同クラウド型システムの稼働を開始しております。

【種類別の売上高の状況】

当事業年度の売上高を種類別にみてみますと、以下のとおりとなりました。

品 目	金 額	構成比	前期比
システムソフトウェア	1,449,336千円	48.0%	26.6%減
ハードウェア	637,012千円	21.1%	4.9%減
保守サービス等	934,729千円	30.9%	4.2%増
合 計	3,021,078千円	100.0%	14.7%減

②設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

当事業年度においては、クラウド型電子カルテ開発等資金として300,000千円の長期借入による資金調達を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

	第40期 自 平成24年 1月 1 日 至 平成24年12月31日	第41期 自 平成25年 1月 1 日 至 平成25年12月31日	第42期 自 平成26年 1月 1 日 至 平成26年12月31日	第43期 (当期) 自 平成27年 1月 1 日 至 平成27年12月31日
売 上 高 (千円)	3,761,580	3,510,372	3,540,913	3,021,078
営 業 利 益 (千円)	212,347	289,336	115,339	67,607
経 常 利 益 (千円)	290,068	275,692	146,574	104,071
当 期 純 利 益 (千円)	157,662	166,846	83,537	53,425
1株当たり当期純利益 (円)	97円84銭	87円37銭	42円05銭	26円89銭
総 資 産 (千円)	4,138,298	4,190,620	4,547,922	4,743,435
純 資 産 (千円)	1,061,930	1,661,162	1,665,240	1,639,110

(注) 当社は、平成24年11月10日付にて、1株を10株にする株式分割を行っております。第40期の1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が第40期の期首に行われたものとして算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、確実な成長を遂げるために事業の選択と集中を進め、総合医療情報システム事業に特化して、事業の推進を図ってまいりました。近年、医療機関の経営は、より一層の効率化、質の高い医療サービスの提供が求められており、総合医療情報システムの役割も、診療データの共有・統計・分析とデータの二次利用の要求が高まっています。中でも、当社の基幹システムであるWeb型電子カルテシステム「PlusUs-カルテ」は、総合医療情報システムの核を成すものであり、同システムで管理される膨大なデータを基にした、検索とフィルタリングを兼ね備えた多目的検索エンジンの機能強化、クラウドによるデータ管理、情報の共有化が、医療機関の「医療の質の向上」と「経営改革」に寄与するものと思われます。また、医療情報の共有化は地域医療連携に進展していくことから、Web型電子カルテの特徴を余す事なく、クラウドコンピュータネットワークをベースに、広域、グループでの医療情報連携を推進していくことが重要な課題であります。さらには、不慮の事故による診療データの喪失等に対応するため、医療機関の診療データをデータセンターでお預かりするバックアップサービスの提供も行っております。

以上のことから、以下の課題に取り組む所存であります。

① システム開発

当社は、長年蓄積されたノウハウを生かし、医療機関のニーズに応え、また、国の医療政策に適應すべく、総合医療情報システム「PlusUs」シリーズを基にしたシステムの開発、機能強化を進めてまいります。特に電子カルテシステムに於きましては、Web型を採用することにより、クラウドコンピューティングを活用した事業推進を図ってまいります。また、人事、給与等のシステムとの連携した開発も進めてまいります。これらの実現に向け、開発要員の充足と強化を進めるとともに、リリース時の検証に十分な時間をかけ、安全性と信頼性のある製品の提供と、より一層の顧客ニーズへの対応を推進してまいります。

② 営業基盤強化

当社は、全国的な営業展開、特に東日本地域での営業基盤拡大を目指しております。これに伴い、全国ベースの営業要員の再配置、新規採用強化、また事業所の移転拡充等営業体制を整えるとともに、営業要員の知識、技能レベルの向上を図るため、定期的な勉強会、納品現場での実地研修等を引き続き行ってまいります。また、医療機関マーケットの情報をいち早くとらえ、お客様のニーズに応えられるきめ細かい提案型営業を積極的に行ってまいります。

③ 人員の増強、レベルアップ

今後の医療情報システムの導入案件の増加に対応するためには、導入部門の要員採用と教育、キャリアパスが不可欠になります。人員の増強と導入作業の適正化により、顧客満足度の向上と、原価低減に努めてまいります。さらに、サービスの多様化とシステムの変化への対応を行うため、社員のキャリアマップを作成し、個々に必要な知識習得を推進することにより、一層のレベルアップを図り、お客様のニーズに応えられる人材の育成と体制強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

- ① 総合医療情報システムの開発・販売及び導入指導業務
- ② ソフトウェア・ハードウェア保守業務

(6) 主要な事業所 (平成27年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 店	鹿児島県鹿児島市
本 社	東京都中央区
東 京 支 店	東京都中央区
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市
秋 田 営 業 所	秋田県秋田市
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市西区
大 阪 支 店	大阪府大阪市淀川区
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区
熊 本 営 業 所	熊本県熊本市
宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
本 店 営 業 部	鹿児島県鹿児島市

- (注) 1. 上記のほか、国内5か所に出張所を設置しております。
2. 本社及び東京支店は、平成28年2月22日に東京都品川区に移転しております。

(7) 従業員の状況 (平成27年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名	7名増	40.4歳	9.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー10名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	1,235 百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,446,000株

(2) 発行済株式の総数 1,986,500株
(うち自己株式47株)

(3) 株主数 1,321名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社リンクス	500,000	25.17
野村俊郎	418,000	21.04
株式会社青雲	98,800	4.97
株式会社鹿児島銀行	80,000	4.03
宗教法人観光寺	40,500	2.04
ソフトマックス従業員持株会	36,500	1.84
井ノ口義信	30,000	1.51
永里義夫	28,000	1.41
中園政秀	26,500	1.33
森田道知	22,400	1.13

(注) 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	野 村 俊 郎	—
代表取締役社長	永 里 義 夫	—
取締役上級副社長	田 中 慎 二	東日本地区営業統括担当兼マーケティング本部担当
常 務 取 締 役	大 山 初 雄	西日本地区営業統括担当
常 務 取 締 役	南 秀 行	ヘルスケアシステム開発事業部担当
常 務 取 締 役	島 森 千恵子	ヘルスケアシステム技術部担当
常 務 取 締 役	瀨 平 耕 一	管理本部担当
取 締 役	松 島 努	関東・東北地区統括担当兼東京支店長
取 締 役	武 藤 哲 司	関西・九州地区統括担当兼福岡支店長
常 勤 監 査 役	稲 村 修 一	—
監 査 役	福 永 大 悟	—
監 査 役	高 瀬 学	—

(注) 監査役福永大悟氏及び高瀬学氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
また両氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 役員報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (一)	122,775千円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,125千円 (2,880千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (2名)	131,900千円 (2,880千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年3月30日開催の第33期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成15年3月7日開催の第30期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額4,760千円（取締役9名分4,515千円、監査役1名分245千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	福 永 大 悟	当事業年度に開催された取締役会、監査役会いずれも100%の出席率でありました。主に経験豊かな経営者の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
監査役	高 瀬 学	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、監査役会については100%の出席率でありました。上場会社の管理職の経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。

②社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度末において社外取締役を置いておりませんが、この度の会社法改正及びコーポレートガバナンス・コードの制定を踏まえ、社外取締役に求める役割を十分に検討し、本定時株主総会において社外取締役を含む取締役選任議案を提案しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、社会から信頼され、社会的責任を果たす持続企業であるためには、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。このような考えのもと、当社は、平成17年9月1日に「企業行動基準」を制定し、全役職員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を目指しております。また、同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンスガイドライン」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会も設置しております。代表取締役社長を委員長（コンプライアンス全体に関する総括責任者）として、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行ってまいります。
- ②当社は、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室を設置しております。内部監査室は、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、問題がある事項については、速やかな改善要請を各部署へ指示しております。また、監査役とも連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。
- ③当社は、取締役及び使用人が社内外（常勤監査役・担当取締役・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる内部通報制度を設け、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の受け皿とすることにより、コンプライアンスの重要性を共有する体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報開示管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。
- ②経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する全役職員への教育を実施し、情報管理体制の強化を図ってまいります。また、関連規程については、必要に応じて適時見直し、改善を図ってまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「危機管理規程」を平成17年9月1日に制定し、当該規程にそって適切な危機管理体制を整備しております。
- ②危機発生を未然に防ぐため、内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しています。
- ③有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役社長が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、取締役、執行役員及び部門責任者から構成する「経営会議」を、毎月定期的に開催しております。当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理も行ってまいります。代表取締役社長は、乖離に対する是正を各担当取締役、執行役員に指示することにより、業務執行を適切に管理しております。また、これらの審議のために必要な情報については、ITを活用することにより、迅速かつ的確に各取締役が共有する体制になっております。
- ②業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、全役職員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制としております。さらに、平成23年12月に執行役員制度が導入されたことにより、経営と業務執行の分離が明確になり、より効率的な体制となっております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置しておりません。但し、監査役からの求めに応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することといたします。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないことといたします。
- ③監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものいたします。

- (6) 当社の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制になっています。
 - ② 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告することとしています。
 - ③ 上記の報告体制に関する実効性を確保するため、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知いたします。
 - ④ 当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底いたします。
- (7) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものといたします。
 - ② 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制になっています。
 - ③ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社の課題、取り巻くリスク、監査上の課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を確保できる体制になっています。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- ① 当社は、反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、そのような団体・個人には、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
 - ② 基本方針を役員及び従業員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっています。また、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築してまいります。
- (9) 財務報告の信頼性確保のための体制
- 当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、金融商品取引法の定めに従って、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保できる体制を構築してまいります。

上記内部統制システムの基本方針の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役会及び経営会議を毎月開催し、法令等で定めのある事項を審議するとともに、全社的な目標の進捗状況を確認し、また各部門においては、担当役員が職務分掌規程等に従い、その目標達成のための具体的な目標、行動計画を定め報告しております。
- ②取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成、保管されており、また稟議書等職務の執行に係る重要な書類等も適切に保管、管理しております。
- ③監査役は、取締役会及び経営会議に毎回出席しており、代表取締役との意見交換も行っております。また、会計監査人及び内部監査部門とも定期的に意見交換を行い、実効性のある監査を行っております。
- ④規程の改定、新たな法令改正等については、逐一コンプライアンス情報として全役職員に配信するとともに、社内システム上でいつでも最新の情報が閲覧できる状態にしております。また、新入社員の入社時コンプライアンス教育を行うとともに、平成27年8月には、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。

以上のご報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,728,422	流動負債	1,104,180
現金及び預金	1,759,836	支払手形	362,485
受取手形	4,924	買掛金	189,578
売掛金	450,591	短期借入金	180,000
商品	578	1年内返済予定の長期借入金	27,540
仕掛品	476,073	リース債務	796
貯蔵品	816	未払金	223,707
前払費用	29,938	未払費用	1,032
繰延税金資産	2,692	未払法人税等	12,554
その他	2,970	未払消費税等	13,157
固定資産	2,015,012	前受金	58,585
有形固定資産	748,477	預り金	28,529
建物	217,968	前受収益	6,213
構築物	1,156	固定負債	2,000,144
車両運搬具	2,769	長期借入金	1,507,965
工具器具備品	11,597	リース債務	1,659
土地	512,647	退職給付引当金	342,705
リース資産	2,338	役員退職慰労引当金	128,581
無形固定資産	100,461	その他	19,233
ソフトウェア	8,933	負債合計	3,104,325
ソフトウェア仮勘定	84,715	純資産の部	
その他	6,813	株主資本	1,639,110
投資その他の資産	1,166,073	資本金	424,250
投資有価証券	29,936	資本剰余金	285,400
関係会社株式	10,000	資本準備金	285,400
出資金	50	利益剰余金	929,556
繰延税金資産	149,552	利益準備金	7,459
投資不動産	933,193	その他利益剰余金	922,096
その他	43,340	繰越利益剰余金	922,096
		自己株式	△95
資産合計	4,743,435	純資産合計	1,639,110
		負債・純資産合計	4,743,435

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成27年 1月 1日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,021,078
売 上 原 価		2,186,010
売 上 総 利 益		835,067
販売費及び一般管理費		767,460
営 業 利 益		67,607
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	338	
受取賃貸料	70,071	
その他の	4,436	74,845
営 業 外 費 用		
支払利息	15,416	
賃貸費用	22,701	
その他の	263	38,380
経 常 利 益		104,071
税引前当期純利益		104,071
法人税、住民税及び事業税	34,225	
法人税等調整額	16,420	50,645
当 期 純 利 益		53,425

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	424,250	285,400	285,400	7,459	948,130	955,590	-	1,665,240	1,665,240
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△79,460	△79,460		△79,460	△79,460
当期純利益					53,425	53,425		53,425	53,425
自己株式の取得							△95	△95	△95
当期変動額合計	-	-	-	-	△26,034	△26,034	△95	△26,130	△26,130
当 期 末 残 高	424,250	285,400	285,400	7,459	922,096	929,556	△95	1,639,110	1,639,110

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
其他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
仕掛品	個別法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
構築物	10～20年
車両運搬具	4～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法の自己都合退職による期末要支給額）を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当期末要支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の受注契約

検収基準

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建 物	192,253千円
土 地	381,912千円
投資不動産	892,628千円
計	<u>1,466,794千円</u>

② 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	27,540千円
長期借入金	1,207,965千円
計	<u>1,235,505千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 167,634千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,003千円
短期金銭債務	210千円

(4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受 取 手 形	958千円
支 払 手 形	143,164千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,962千円
売上原価	9,872千円
その他	18,073千円
合計	<u>34,907千円</u>

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,986,500株	1,986,500株

(2) 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	－株	47株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加47株は、単元未満株式の買取による増加47株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年3月30日 定時株主総会	普通株式	79,460	40	平成26年12月31日	平成27年3月31日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額 39,729千円

(ロ) 1株当たり配当額 20円

(ハ) 基準日 平成27年12月31日

(ニ) 効力発生日 平成28年3月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

退職給付引当金	108,111千円
役員退職慰労引当金	41,346千円
未払事業税	1,623千円
その他	3,595千円
繰延税金資産小計	154,677千円
評価性引当額	△2,432千円
繰延税金資産合計	152,245千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金は主に銀行借入により調達しております。営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金の一部は変動金利によるものであり、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,759,836	1,759,836	－
(2) 売掛金	450,591	450,591	－
資産計	2,210,428	2,210,428	－
(1) 支払手形	362,485	362,485	－
(2) 買掛金	189,578	189,578	－
(3) 短期借入金	180,000	180,000	－
(4) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	1,535,505	1,537,239	1,734
負債計	2,267,568	2,269,302	1,734

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

固定金利による長期借入金は、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	29,936
関係会社株式	10,000

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、鹿児島県及び福岡県その他の地域において、賃貸オフィス及び駐車場等の賃貸不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,132,568	1,063,701

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	株式会社 リンクス	(被所有) 直接 25.18%	不動産管理 ホテル運営	本店社屋の 賃借	17,509	前払費用	1,159

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額については、消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。
2. 当社の主要株主であり代表取締役会長の野村俊郎が議決権の100%を直接所有している会社であり、「役員及び個人主要株主等」に該当する会社であります。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
賃借料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 825円 14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 26円 89銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

ソフトマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤重之 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西元浩文 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトマックス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人の有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月12日

ソフトマックス株式会社	監査役会				
常勤監査役	稲村修一	Ⓔ			
社外監査役	福永大悟	Ⓔ			
社外監査役	高瀬学	Ⓔ			

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び財務状況並びに今後の事業展開等を勘案し、1株につき20円とさせていただきますと存じます。

(期末配当に関する事項)

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円 配当総額39,729,060円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに、業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条及び第41条を変更するものであります。

なお、定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める賠償する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項に定める賠償する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める賠償する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める賠償する責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役の新任候補者1名を加え、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	のむら としろう 野村 俊郎 (昭和22年2月7日)	昭和49年1月 ビクター計算機九州販売(株) (現ソフトマックス(株)) 設立 昭和51年8月 (株)ビクターターミナルシステムズ (現ソフトマックス(株)) 代表取締役 昭和54年5月 (株)宮崎ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 昭和57年6月 (株)西日本ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 昭和60年6月 (株)スペック (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 昭和60年9月 (株)日本メディカルシステム (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 平成10年6月 サイバーウェイ(株) (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 平成11年8月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 代表取締役会長 平成13年1月 当社 代表取締役会長 (現任)	418,000株
2	ながさと よしお 永里 義夫 (昭和27年12月20日)	昭和54年4月 高千穂電気(株) 入社 平成4年1月 同社 取締役 平成10年6月 サイバーウェイ(株) (現ソフトマックス(株)) 設立 代表取締役 平成11年12月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 取締役 平成13年1月 当社 取締役 平成18年4月 当社 代表取締役社長 (現任)	28,000株
3	たなか しんじ 田中 慎二 (昭和25年10月11日)	昭和52年4月 日本IBM(株)入社 平成19年10月 シーメンス亀田医療情報システム(株) (現亀田医療情報(株)) 代表取締役社長 平成23年5月 Orion Health(株) 日本代表 平成25年3月 当社 取締役上級副社長 (現任) 平成25年6月 当社 近畿・四国・中部地区営業統括担当 平成26年1月 当社 マーケティング本部担当 (現任) 平成27年5月 当社 東日本地区営業統括担当 (現任)	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	おおやま はつお 大山 初雄 (昭和26年8月5日)	昭和57年11月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 入社 平成 7年 8月 同社 取締役 平成10年 9月 同社 常務取締役 平成13年 1月 当社 常務取締役 (現任) 平成25年 6月 当社 九州・中国地区営業統括担当兼鹿児島支店長 平成27年 5月 当社 西日本地区営業統括担当 (現任)	8,000株
5	みなみ ひでゆき 南 秀行 (昭和32年11月13日)	昭和55年 4月 三菱電機(株)入社 平成 元年 9月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 入社 平成 8年 1月 同社 取締役 平成13年 1月 当社 取締役 平成22年 1月 当社 常務取締役 システム開発部 (現ヘルスケアシステム開発事業部) 担当 (現任)	—
6	しまもり ちえこ 島森 千恵子 (昭和37年5月10日)	昭和60年 4月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 入社 平成13年 1月 当社 常務取締役 平成23年12月 当社 執行役員常務ヘルスケアシステム技術部担当 平成26年 3月 当社 常務取締役ヘルスケアシステム技術部担当 (現任)	8,500株
7	はまひら こういち 濱平 耕一 (昭和35年1月28日)	昭和59年 4月 大和ハウス工業(株) 入社 昭和62年11月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ (現ソフトマックス(株)) 入社 平成20年10月 当社 取締役 平成23年12月 当社 執行役員部長 平成25年12月 当社 執行役員常務経営企画部担当 平成26年 3月 当社 常務取締役管理本部担当 (現任)	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	まつしま つとむ 松島 努 (昭和34年6月2日)	昭和58年4月 日本IBM(株)入社 平成14年1月 ブロード・コミュニケーションシステムズ(株)代表取締役社長 平成16年4月 フェニックステクノロジーズ(株)代表取締役社長 平成19年7月 ネットスイート(株)代表取締役社長 平成23年4月 (株)ソルパック タイランド・ベトナム支社長 平成26年6月 当社入社 執行役員東京支店長 平成27年3月 当社 取締役関東・東北地区統括担当兼東京支店長 (現任)	—
9	むとう てつじ 武藤 哲司 (昭和32年3月26日)	昭和50年4月 知多鋼業(株)入社 昭和57年6月 (株)西日本ビジネスコンピュータ (現ソフトマップス(株)) 入社 平成8年1月 同社 取締役営業部長 平成13年1月 当社 取締役営業部長 平成23年3月 当社 取締役営業部長兼福岡支店長 平成23年12月 当社 執行役員部長兼福岡支店長 平成27年3月 当社 取締役福岡支店長 平成28年1月 当社 取締役関西・九州地区統括担当 (現任)	15,000株
10	ふくもと しんいち 福元 紳一 (昭和33年7月20日)	平成元年4月 弁護士登録 平成元年4月 照国法律事務所入所 平成9年5月 福元法律事務所開設 所長 (現任) 平成23年4月 鹿児島県弁護士会会長 平成26年5月 鹿児島県弁護士協同組合理事長 (現任)	—

- (注) 1. 福元紳一氏は、新任取締役候補者であります。
 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 福元紳一氏は、社外取締役候補者であります。なお、本議案において同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
 4. 福元紳一氏は、法律の専門家として培われた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役候補者の福元紳一氏の選任が承認された場合、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法定の最低責任限度額であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、任期満了により退任される福永大悟氏を除く2名に新任候補者1名を加え、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	稲村 修一 <small>いなむら しゅういち</small> (昭和31年3月2日)	昭和54年4月 (株)鹿児島ビジネスコンピュータ（現ソフトマックス(株)）入社 平成16年4月 当社 鹿児島支店営業部長 平成19年10月 当社 四国営業所長 平成23年12月 当社 監査役（現任）	—
2	高瀬 学 <small>たかせ まなぶ</small> (昭和25年6月14日)	昭和45年2月 小野建(株)入社 平成10年4月 同社 営業部長 平成19年10月 同社 鹿児島営業所所長 平成23年12月 当社 監査役（現任）	—
3	徳留 利幸 <small>とくだぬ りしき</small> (昭和36年4月6日)	平成3年12月 税理士登録 平成4年3月 税理士事務所開業 平成15年1月 税理士法人甲南総合会計設立 代表社員（現任） 平成21年4月 一般社団法人経営力検定協会設立 理事長（現任）	700株

- (注) 1. 徳留利幸氏は、新任監査役候補者であります。
 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 高瀬 学氏、徳留利幸氏は、社外監査役候補者であります。なお、本議案において両氏の選任が承認された場合、両氏とも、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
 4. 高瀬 学氏を社外監査役候補者とした理由は、これまでの監査役としての実績をふまえ、再任をお願いするものであります。
 5. 高瀬 学氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年3ヶ月であります。
 6. 徳留利幸氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門性及び経営に対する独立性・客観性等の観点から、適切な監査を遂行していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 7. 高瀬 学氏、徳留利幸氏の両氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件に、稲村修一氏が選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法定の最低責任限度額であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ふくなが だいご 福永 大悟 (昭和22年8月22日)	昭和47年10月 福岡印刷センター協業組合入社 平成8年10月 鹿児島大学教養部講師（非常勤） 平成16年3月 当社 監査役（現任） 平成19年6月 グリーンコープかごしま生活協同組合監事（現任） 平成23年6月 生活協同組合グリーンコープ連合監事	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 福永大悟氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 福永大悟氏を補欠監査役候補者とした理由は、これまでの当社の監査役、協同組合監事としての経験、実績等を当社の監査体制強化に活かしていただくためであります。
 4. 福永大悟氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、12年であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：

城山観光ホテル 4階ガレリア

鹿児島県鹿児島市新照院町41番1号

TEL 099-224-2211

URL <http://www.shiroyama-g.co.jp>

交通のご案内：

車をご利用の場合

鹿児島空港より約40分

鹿児島中央駅より約10分

天文館より約10分

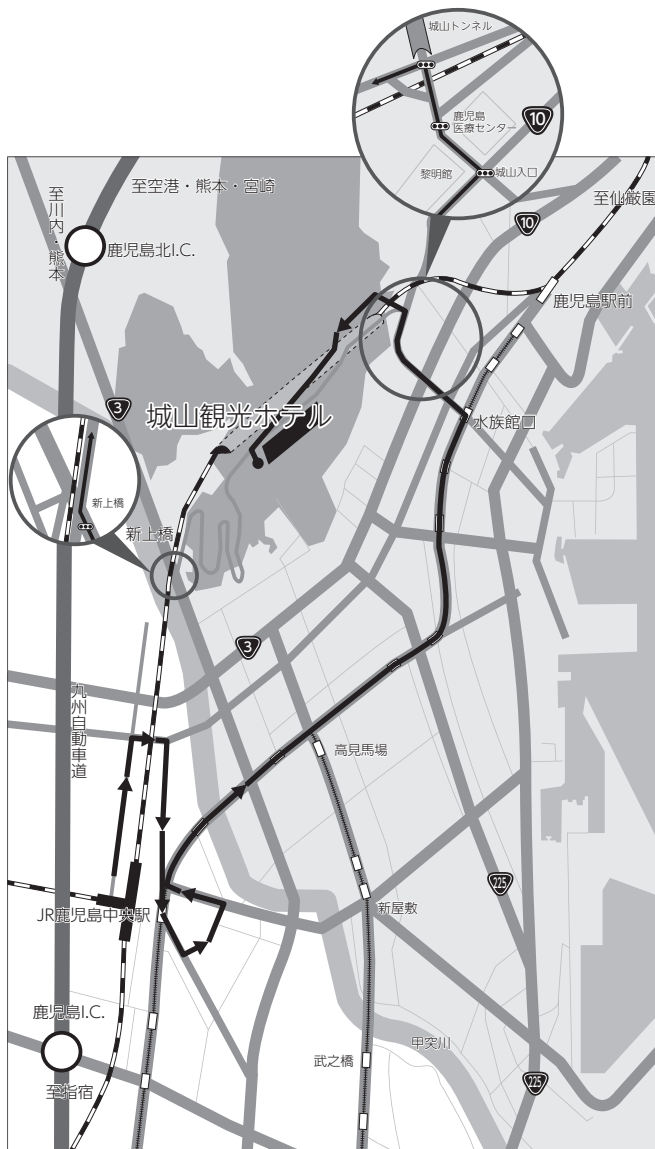
シャトルバスご利用の場合

ホテルのシャトルバス（無料送迎）が30分間隔で運行しております。詳細なシャトルバスの運行状況につきましては、ホテルホームページにてご確認ください。

鹿児島中央駅西口より約35分

中央ターミナルビルより約25分

天文館より約15分



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。